

## 在宅酸素濃縮装置等利用者に 電気代の一部を助成

医師の処方により在宅で酸素濃縮装置・人工呼吸器などを使用しているかたに、酸素濃縮装置や人工呼吸器の使用にかかる電気代の一部を助成します。

※施設に入所しているかた、入院中のかたは対象外です。

**助成金額** 月額1,500円



**問合せ** 健康こども課(⑥番窓口) ☎62-1288

## お出かけタクシー券 交付について

高齢者のかたが買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。

- 対象者** 次の全ての項目に該当するかた
- 町に住所を有する70歳以上のかた
  - 自動車運転免許証を持たないかた  
(二輪運転免許証を除く)
  - 町税および保険料などの滞納がないかた

### 助成内容

利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

利用券は、乗車場所もしくは降車場所が町内であれば、秩父郡市内の移動に利用できます。

### 利用できるタクシー会社

- 秩父観光タクシー
- 秩父丸通タクシー

### 持ち物

- 本人確認ができるもの(健康保険証など)

**問合せ** 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

## 心身障害者自動車等燃料費給付

心身障害者自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに、燃料費を給付しますのでご請求ください。

### 給付金

燃料1リットルにつき50円

※1か月の対象量は自動車20リットル分、  
オートバイ5リットル分まで

### 対象期間

令和5年10月分～令和6年3月分まで

### 持参品

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 運転されるかたの運転免許証
- 車検証
- 燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

### 期限

4月10日(水)

## 福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券を交付します。令和5年度から初乗運賃相当額の2倍以上の乗車料金の場合、2枚まで使えるようになりました。

### 対象者

- 身体障害者手帳1級または2級のかた
- 療育手帳AまたはAのかた

### 交付数

年間28枚

### 申請方法

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのうえ、下記へご申請ください。

### 注意事項

- 紛失などによる再交付、追加交付はできません。
- 令和5年度分の利用券は使用できません。  
残券はお返しく下さい。

※障害者自動車燃料費等給付と福祉タクシー利用券はどちらか一方のみ受けられます。

**問合せ** 福祉課(④番窓口) ☎62-1233